

林道の魅力度アップ！とくしま林道活用事業委託業務 公募型プロポーザル募集要項

徳島県内に広く張り巡らされた林道網、さらに日本一の長さを誇る「剣山スーパー林道」を、「地域の魅力あるスポット」なども合わせて「一体的な地域資源」として磨き上げ、観光・レジャーを目的とした関係人口を増やすとともに、地域経済の活力を図るため、林道活用ビジョンを策定し、情報発信の充実強化を図り、イベントの企画運営をする事業者を募集する。

1 業務概要

(1) 委託業務名

林道の魅力度アップ！とくしま林道活用事業委託業務

(2) 委託業務内容

林道の魅力度アップ！とくしま林道活用事業委託業務仕様書のとおり

(3) 委託業務の期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

(4) 見積限度額

金 5,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

(5) スケジュール

令和7年5月21日（水）	公募開始
令和7年6月 2日（月）午後5時まで	参加申込・質問受付締切
令和7年6月17日（火）午後5時まで	企画提案書提出締切
令和7年6月下旬	審査委員会 プレゼンテーション開催
令和7年7月上旬	審査結果通知
令和7年7月上旬	契約締結

2 事業実施主体

とくしま林道ナビ運営協議会（以下、「協議会」という。）

3 事業実施形態

委託事業

（本事業に採択された事業者と協議会の間で委託契約を締結）

4 委託契約の方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定

公募により企画提案書を募集し、その内容及び令和7年6月下旬に実施する企画提案審査委員会においてプレゼンテーション内容を審査して委託候補者を選定し、その

応募者を契約予定者とする。

5 応募資格

応募者は、業務を効果的、効率的に実施することができる者（複数法人等による場合は連合体（以下、「コンソーシアム」という。）を含む。）とし、次に掲げる要件を全て満たす者（コンソーシアムの場合はその構成員）であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品納入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次のアからエまでのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、徳島県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75条）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
 - エ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団という。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統治下にある団体でないこと。
- (6) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (7) 国税及び地方税等を滞納していないこと。

6 応募の手続き等

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) プロポーザル参加申込書の提出
 - 提出書類（原本1部）
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 誓約書（様式第2号）
 - ウ その他の添付資料（コンソーシアムの場合、構成員全て）

- ・法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※写し不可
- ・個人事業主の場合は個人事業開始届の写し
- ・直近2期分の決算書又はこれに類する書類
- ・事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がない旨の証明書
- ・会社概要が分かる資料（パンフレット等）
- ・コンソーシアムの場合、コンソーシアム協定書（様式例第1号）の写し及びコンソーシアム委任状（様式例第2号）

提出期限

令和7年6月2日（月）午後5時（必着）

(2) 企画提案書等の提出

提出書類（原本1部・副本5部）

- ア 提案者の概要・業務実績（様式第3号）
コンソーシアムの場合、構成員全て
- イ 企画提案書（様式第4号）
- ウ 見積書（様式第5号）

提出期限

令和7年6月17日（火）午後5時（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便又は配達証明）による。郵送の場合は、送付した旨を電話連絡すること。

(4) 提出先及び問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

とくしま林道ナビ運営協議会事務局

（徳島県農林水産部森林土木・保全課内）

電話（088）621-2467

ファクシミリ（088）621-2891

電子メール shinrindobokuhozenka@pref.tokushima.lg.jp

7 応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となり、協議会からその旨を通知する。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 応募資格の要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が見積限度額以上であった場合
- オ 本募集要項に違反すると認められる場合
- カ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。

- イ 応募書類の提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
- ウ 提出された企画提案書等の書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- エ 書類の作成は、A4縦版(片面印刷)横書きとし、11ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- オ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- カ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に協議会の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- キ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。
- ク 企画提案書等作成に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- ケ 参加申込書提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式第6号)を令和7年6月17日(火)正午までに提出すること。

8 応募書類等に係る質疑

- (1) 質問の受付期間
令和7年5月21日(水)から同年6月2日(月)まで
午前9時から午後5時まで(土日祝は除く)
- (2) 質問の提出
質問は、質問書(様式第7号)により行うものとし、6の(4)に示す提出先まで電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。
- (3) 質問の内容
原則として、当該委託事業に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。
- (4) 質問に対する回答
電子メール又はファクシミリにより回答し、随時、とくしま林道ナビのホームページ内に掲載する。

9 選定方法等

- (1) 協議会は、企画提案等の内容を審査し、委託候補者を選定するため、林道の魅力度アップ!とくしま林道活用事業委託業務委託事業者審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置する。
- (2) 事前の提出書類及び応募者による当日のプレゼンテーション内容と質疑応答により選出する。
- (3) 応募者は、制限時間15分以内で説明をすること。
※プロジェクターの使用を希望する場合は、事務局で準備するので、事前に申し出ること。なお、PCは応募者が準備すること。
- (4) 審査委員会での審査の日時及び場所は、プロポーザルの応募者に別途通知するものとし、これを欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(5) 審査基準

審査委員が次の評価基準に基づき採点を行い、各委員の採点の合計点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。また、得点が同点となった場合及び、「総得点」が最も高い事業者と過半数を超える委員が最も高く採点した事業者が異なる場合は、審査委員の協議により決定することとする。

評価項目	評価内容・視点等
提案内容に関する視点	○コンセプト 事業の目的・趣旨を踏まえており、成果が期待できるか
	○オリジナリティ 提案内容に独自性・先進性があるか
	○訴求力 見るものを引きつける、魅力的なコンテンツとするための工夫があるか
	○経済合理性 見積額及び積算内訳・根拠は適当で費用対効果が高いか
実施体制に関する視点	○スタッフ構成と実現性 スタッフ構成は提案を実行するために十分か 実施スケジュールが具体的で、確実に実行できるか
受託実績に関する視点	○類似業務の実績 過去の実績等から、確実に履行が期待されるか

(6) 委託候補者の選定

審査委員会は、ヒアリング等による審査後、各審査委員の評価に基づき、総合得点の最も高い応募者を委託候補者に選定し、協議会に報告するものとする。また、応募者が1者のみの場合は、審査委員会の意見を踏まえ、総合的に適否を判断する。

(7) 結果の通知

審査結果は、審査を受けた応募者の全てに対し、文書により通知するとともに、結果をとくしま林道ナビのホームページにて公表する。

(8) 審査の結果、適切な事業者がない時は、委託事業者なしとした上で再募集を行う。

(9) 審査の結果に対する異議申し立ては受理しない。

10 契約の締結

(1) 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまで契約関係を生じるものではない。また、業務の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に契約予定者と協議会が協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

(2) 契約予定者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

- (3) 協議会との協議が整った場合は、契約予定者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、委託契約を締結する。
- (4) 委託契約にかかる委託料は、必要な場合、前金払いを可能とする。
- (5) 本業務を実施する上で、必要な資料、画像、映像等について、委託者から受託者に提供するものとする。受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。
- (6) 本業務の実施にあたり、協議会は委託契約期間の間、随時、業務の進捗状況及び経費の執行状況について、受託者に報告を求めることができるものとし、その状況に応じて業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。
- (7) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。但し、委託者の許可を得た場合はこの限りではない。
- (8) 本業務の遂行により生じた著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定するこれらの権利）はすべて協議会に帰属する。
- (9) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）及び知事が取り扱う個人情報に関する徳島県個人情報保護条例施行規則（平成14年徳島県規則第78号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。